

【三股町土地開発公社の役割】

(定款第1条より)

この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

◎解説

公共事業用地の先行取得を目的として、昭和58年に設立された特別法人。三股町役場都市整備課の中にあり、運営も都市整備課職員が行っている。理事長は三股町長。

用地の先行取得後は、担当部署（今回は教育課）に売却することになる。売却金額は用地取得額に加え、経費（維持管理費・調査費等）も加算する。

今回議題に挙げている梶山城跡地については、平成28年度～令和5年度にかけて買収を進め、現在までに約7割（残りの3割は取得困難）を取得しており、経費を含めた用地の原価は約41百万円となっている。

【梶山城跡地公園整備事業について】

この事業は、梶山城跡を国の指定文化財とし、地元の方々と協力しながら、本町の歴史遺産として未来へ伝えることを目的とする。

【議題の趣旨】

事業に必要な用地取得については、ほぼ完了している。今後、教育課でどのように国指定申請を進めていくのか、考えを聞きたい。